



平成26年(ヨ)第37号 仮処分命令申立事件

債権者 豊田泰史

債務者 吉田益夫

## 主張書面(1)

平成26年6月26日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

債権者代理人 弁護士 太田達也

同 弁護士 重藤雅之

債務者の平成26年6月16日付答弁書については、全く的外れな答弁であり、これに対し反論の必要はないと考えるが、いかにその主張がデタラメなものであるかを明らかにするため、以下必要な範囲で反論を行っておく。

### 1 答弁書の第2の1項について

債務者は、自ら和歌山弁護士会に対し懲戒請求申立てを行っておきながら、その答弁書において「懲戒請求に関しては、債務者は当事者ではない」と答弁している。

自分が懲戒請求申し立てをしておきながら、その当事者ではないというのは、常識では考えられない主張である。

自ら問題を起こしておきながら、まるで他人事のように考えている人物が、和ネットを主宰しているという証である。

### 2 同2項について

#### (1) (1)について

債務者は、債務者自らが和ネット掲示板に公開している記事を羅列しているが、債権者はこれら記事の削除を求めているのであって、債務者のこの記述については、一体何を言いたいのか意味不明である。

## (2) (2)について

債務者は、何故和ネット掲示板上のスレッドを削除しなければならないのか理解できないと述べている。

このような相手方に反論しても仕方のことであるが、債務者が違法な書き込み記事を削除しないとする理由については、全く屁理屈としか言いようのないものであった。

債務者は、この別件の████事件の仮処分事件において、裁判所に対し、以下のとおり驚くべき弁解をしていた。

(債務者)

████による書き込み記事を警察の捜索前に和ネット側において削除してしまうと、証拠隠滅罪が問われる。

そちら側（当職ら）でデータを保存しておいてもらえるのであれば、その記事を削除してもよい。

この債務者の発言に対し、当職らが、「証拠隠滅罪が問われるということは、あなた自身も████の書き込み記事が名誉毀損罪という犯罪行為になるということが分かっているということか。」と質問すると、債務者は、その答えに窮り、黙ってしまった。

正に語るに落ちるとはこのことであるが、書き込み記事のデータを相手方の弁護士に渡してもよいというのは、苦し紛れの弁解にしてもあまりにもお粗末な弁解であった。

このように、債務者の弁明というのは、言語明瞭意味不明のものばかりであり、単なる屁理屈に過ぎなかった。

## (③Aについて)

債務者の主張は意味不明のものばかりであるが、投稿者の著作権侵害に触れているので、これについて一言述べておくことにする。

本件事件の発端は、和ネット掲示板に掲載された訴外████による名誉毀損記事であるが、そこに書かれていた内容は、単に人を誹謗中傷しただけのもので、誰が見ても名誉毀損記事であることは明らかである。

そのため、債権者は、依頼者からの申立内容が正当なものであると判断し、和ネット掲示板を主宰している債務者に対し、当該記事の削除を求めたのである。

良識を有するインターネット掲示板の管理者であれば、このような場合、当該記事を見てそれが名誉毀損にあたると判断する記事については、自らこれを削除するのが通常である。

それが企業倫理、コンプライアンスの観点から求められる事業者の正しい姿勢である。

しかるに、債務者は、当該投稿者が名誉毀損にあたらぬと主張しているので、投稿者と名誉を毀損されたと主張する人との間で争ってもらい、司法判断によって処置を行うとし、それまではこれを削除しない旨を表明した。

その後、債務者の弁明は、当該名誉毀損記事を削除すると後日警察がこれを押収しに来たとき、証拠隠滅を問われるなどと変遷していくが、いずれにしても、自ら主宰する掲示板に名誉毀損記事を放置しておく正当な理由になり得ないものであった。

掲示板への書き込みについては様々なものがあるが、本件のように一見して他人を誹謗中傷する名誉毀損記事、脅迫的記事等々が掲載された場合、掲示板管理者は、当該掲示板を管理している以上、掲載された記事に対し全く無関係ではいられない。これを正当な理由なく掲示し続けることは、名誉毀損罪の共犯者にもなり得るのである。

債務者は、当該尾園の記事が名誉毀損にあたる違法な内容であることを承知しながら、その削除要求に対し理由もなく反対しただけでなく、あろうことかそれを求めてきた弁護士らに対し懲戒請求などといった手法でこれを牽制してきたのである。

それを面白おかしく自らの和ネット掲示板に掲載したものの、相手方弁護士から刑事告訴と民事訴訟の提起を受けて、今頃になって苦し紛れの弁解を縷々並び立て、必死にその責任の回避を図ろうとしているのである。

### (③Bについて)

債務者が和ネット掲示板に掲載していた問題のある記事のうち、いくつ

かの記事が削除されたのは事実である。

しかしながら、そのことと現存している記事の違法性の有無との間には何の関連性もなく、また表現の自由、言論の自由ともまったく関係がない話である。

当然のことながら、債権者に対する本件スレッドの違法性には何ら関わりないことである。

#### (Cについて)

訴外■■■が自ら投稿した記事を削除する問題と、本件の問題とは何ら関係のないことである。

債務者は、単に話をすりかえようとしているに過ぎない。

#### (Dについて)

債務者は、被害者の請求に応じて対象スレッドを削除することが証拠隠滅・捜査妨害に該当するなどと主張する。

しかしながら、被害者が自らの権利侵害を除去するために投稿記事の削除を求める事案において、掲示板管理者である債務者が当該スレッドを削除したことによって証拠隠滅・捜査妨害の責任を問われることなどあり得ない。もし債務者が証拠隠滅・捜査妨害の責任を問われることを危惧するのであれば、スレッドを削除した上で発信者情報等を別途保存しておけば良いのであるから、債務者の主張には何の合理性もなく、単なる自己防衛のための詭弁に過ぎない。

前述したとおり、この債務者の主張というのは、債務者自身が当該スレッドに違法記事が存在することを認識していることを端的に示している。すなわち、当該スレッドの記事については、違法な記事であれば削除義務が生じ、違法な記事でなければ削除義務は生じないという当然の前提があるところ、債務者が「記事を削除すれば証拠隠滅・捜査妨害に該当する」と主張するのは、債務者自ら当該スレッドの記事が違法記事であることを認識していたことを自白したようなものである。

債務者は、違法記事を削除しない屁理屈を並び立てているうちに、自ら当該スレッドの記事が名誉棄損に該当する違法記事であると白状したのである（ちなみに、当該スレッドについては、和歌山地方裁判所において、

平成26年6月24日、当該スレッドの違法性を主張し削除を求めた被害者の申立てが認められ、債務者に対し、当該スレッド全体を削除せよとの仮処分命令が下された)。

### (③ (④の誤り?)について)

債務者は、その管理するサイトにおいて「中立性」を保っているなどと言うが、全く事実に反する。債務者がいかなる立場に立とうと、自らが監理する掲示板に違法記事を放置しておいてよいはずがない。

債務者は、名誉毀損に該当する違法記事であろうとも、言論の自由の下、当該被害者がその違法記事に対して和ネット掲示板上で反論すべきだと言いたいのかもしれないが、それは和ネット掲示板で金儲けしている者のたわ言に過ぎない。

被害者にとっては、当該掲示板にその名誉を毀損するような記事が掲載されること自体が権利侵害行為であって、そのようなろくでもない掲示板上で投稿者と議論をする義務など全くない。

このように自らの犯罪行為（権利侵害行為）すら理解できないような債務者に、表現の自由、言論の自由など語る資格はない。

債務者は、和ネットは、「公益性、公共の利害に関する話題」が多いサイトであるなどと主張するが、掲示板上の名誉毀損記事について、その被害者らの苦しみ、人権侵害すら理解できないような管理者の主宰するサイトに、公益性、公共性など認められるものではない。

本件訴訟を通じて、これまで泣き寝入りしてきた多くの和ネット被害者は、債務者による和ネットの停止を望んでいるものである。

### 3 同3項について

債務者は、名誉棄損記事の違法性阻却事由について独自の理屈を述べているが、いずれも反論するまでもない内容の主張である。

債務者は、素人でも分かるような「名誉毀損」について、何の知識もないことを露呈しているに過ぎない。

### 4 同4項について

すべて争う。

5 第3（保全の必要性）について

全くの屁理屈に過ぎず、すべて争う。

6 第4（債権者の疎明方法）について

(1) 1(1)について

甲1号証は債権者の陳述書であるが、債務者の頭では理解できないようであるが、債務者が殊更にそのデタラメな懲戒請求書を公表すること自体が名誉毀損罪となるのである。

(2) 1(2)について

債権者は、同陳述書において、債務者の管理する「和ネット掲示板」では、これまでにも多くの人々の名誉を毀損する記事を掲載し、多くの人々を泣かせてきた言わば悪の温床と言うべき掲示板であると述べているだけの話であり、これについては多くの人々から共感を得ているところである。

債務者の主張というのは、単なる責任逃れのための話のすり替えでしかない。

(3) 1(3)について

全くの屁理屈でしかない。

(4) 1(4)について

債務者による懲戒請求は、典型的な濫用事例である。

(5) 1(5)について

全くの屁理屈としか言いようがない。

このような債務者には、掲示板を管理する能力も資格もない。

(6) 2について

全く的外れな主張である。

債務者には、掲示板管理者としての自覚もなければ、その見識も全くないと言わざるを得ない。

和ネット掲示板に投稿する者は、この和ネット掲示板管理者がどのような見識を持ってこれを管理・運営しているか知るべきである。

(7) 3について

甲3号証は、債務者が、債権者ら弁護士に対し、違法に懲戒請求を行い、更にこれを不特定多数の者に閲覧させ、債権者らの名誉を毀損し、偽計によりその業務を妨害している証拠である。

(8) 4について

甲4号証は、営利目的の債務者が、債権者ら弁護士からの正当な違法記事を含むスレッドの削除要求に対し、屁理屈をもってその削除要求を拒否し、引き続き当該違法記事を掲載し続けることを表明した回答書である。

(9) 5について

甲5号証は、債務者がその管理する掲示板を使って、次々と債権者の名誉を毀損すべく動いている証拠であり、債務者が姑息な手段を画策し、自らの身を守るために平気で他人の権利侵害を行う人物であることを示している。

(10) 6について

甲6号証は、債務者自ら本件に関するスレッドを次々立ち上げ、悪あがきしているその様を示している。

債務者の本件行為は、確信犯とも言うべき極めて悪質なものであり、刑事裁判における量刑事情として反映されることになるであろう。

以上